

## 『相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届』の説明書

市税の納税義務者が亡くなられた場合、被相続人に代わって市税に関する書類を受領していただくため、相続人の代表者を指定していただく必要があります。

また、被相続人が所有していた固定資産の現所有者は、住所・氏名などを申告する義務があります。

以下の説明をご一読いただき、相続人の皆様でご相談のうえ、別添の『相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届』をご提出いただきますようお願いいたします。

### 1 相続人および現所有者の申告について

- (1) 固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳上の所有者に課税されます。  
所有者が死亡した場合は、相続登記が完了するまでの間、固定資産は相続人全員の共有となり、固定資産税等の納税義務は相続人全員が承継します。

また、死亡した翌年以降は、相続登記が完了するまでの間、固定資産を現に所有している者（現所有者）が固定資産税等の納税義務者になります。原則として相続人全員が現所有者に該当し、連帯して納税義務を負うこととなります。

相続人および現所有者の代表者を指定していただきますと、被相続人に係る市税に関する書類を代表者に送付いたします。

- (2) 現所有者は、ご自身が現所有者であることを知った日の翌日から3カ月以内に、住所・氏名などの必要事項を大阪狭山市に申告する義務があります。

正当な事由がなく申告をしなかった場合には、大阪狭山市市税条例の規定により10万円以下の過料が科せられる場合があります。3カ月を過ぎた場合は、急ぎ申告してください。

なお、事務手続きの都合上、申告期限に前後して提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- (3) この申告は実際の相続に影響するものではなく、相続登記や相続税に関する手続き等とは一切関係がありません。相続登記については所管の法務局に、相続税については所管の税務署にお問い合わせください。

※ 相続人と現所有者は性質の異なるものではありますが、同一の方となる場合が多いことから、本市においてはその代表者を『相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届』により指定・申告していただいております。相続人代表者と現所有代表者が異なる場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 被相続人が未登記家屋を所有されていた場合は、大阪狭山市に『未登録家屋名義変更申告書』及び添付書類を提出していただく必要があります。詳しくは、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

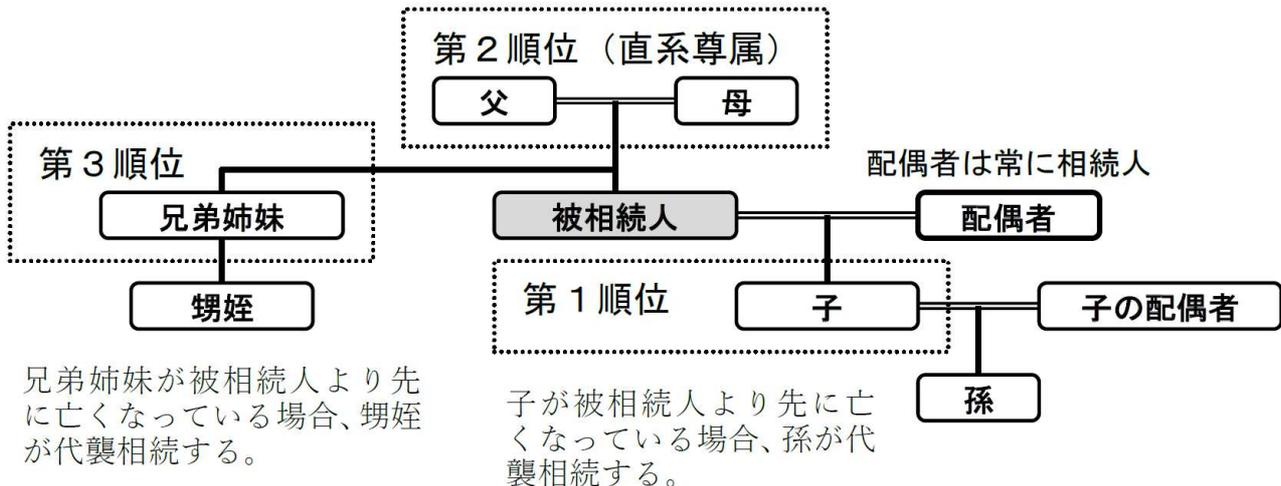
相続人の範囲、添付書類については裏面をお読みください。

## 2 相続人の範囲について

『相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届』には、下記の＜法定相続人の範囲＞を参考に、必ず相続人全員（受遺者を含む。）をご記入ください。

＜法定相続人の範囲＞

配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の血族は第1順位、第2順位、第3順位の順で相続します。



## 3 添付書類について

申告書の提出時に以下の書類を添付してください。

- ① 代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し  
※顔写真入りの書類でない場合は2種類以上の書類の写しが必要です。
- ② 相続人または現所有者であることがわかる書類の写し（下記のいずれか）
  - ・被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本と各相続人の相続関係を示す戸籍（除籍）謄本
  - ・法定相続情報一覧図（法務局発行のもの）
  - ・遺産分割協議書と法定相続人全員の印鑑登録証明書
  - ・遺言書（自筆証書遺言の場合は、検認済証明書または遺言書情報証明書が必要です）
  - ・その他、相続関係等がわかる資料

※相続権を放棄している場合は、『相続放棄申述受理通知書』または『相続放棄申述受理証明書』の写しを提出してください。その場合、届出書の提出は不要です。

ご不明な点がございましたら、税務グループ固定資産税班までお問い合わせください。

### 【提出先・お問い合わせ先】

大阪狭山市 総務部 税務グループ 固定資産税班  
大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1  
TEL：072-349-9401（直通）